



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

1474 平成19年度文書等の受領及び発送等に関する業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務学事課)

1475 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)

1476 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の辞退 (障害福祉課)

1477 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (")

1478 " (")

○ 人事委員会告示

15 平成18年度第2回和歌山県育休任期付職員採用試験の実施

○ 警察本部告示

6 随意契約の相手方の決定

○ 訓令

*41 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政経営改革室)

○ 公告

入札公告 (総務学事課)

○ 諸報

拾得物件公告 (和歌山県和歌山東警察署)

告 示

和歌山県告示第1474号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成19年度文書等の受領及び発送等に関する業務委託に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めるとともに、当該資格を審査するために必要な事項を次のように公示する。

平成18年12月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

- (1) 業務の名称
平成19年度文書等の受領及び発送等に関する業務
- (2) 契約期間
契約日から平成20年3月31日まで
- (3) 業務委託期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成18年12月19日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。
- (6) 従業員数が50人以上で、直近2年間に於いて国又は地方公共団体と業務請負契約又は業務委託契約を結び、当該業務を良好に行った実績がある者であること。
- (7) 県が定める仕様書に基づき適正に業務を遂行することができるものと認められる業務計画書を提出した者であること。
- (8) 受託業務及び人事管理を主業務とする担当者を常時1人以上配置し、急な欠員に対して代替職員を確保し業務を確実に履行する即応体制が取れる者であること。
- (9) 従業員に対し、職場内又は職場外において職務に関する研修を行っており、受託業務に関する研修を適正に行うことができる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 営業概要書
 - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
 - エ 印鑑証明書
 - オ 使用印鑑届
 - カ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

- (イ) 和歌山県が課する県税全税目
- (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあつては、直近1年度分の市町村民税)

- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- コ 2の(6)に掲げる業務に係る契約書の写し
- サ 業務計画書
- シ 研修状況及び計画書
- ス 組織概要図

(2) (1)のイからクまでに掲げる申請書類については、平成18年12月19日(火)時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、オ、ク、ケ、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成18年12月19日(火)から平成19年1月9日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成19年1月23日(火)までの間に和歌山県総務部総務管理課総務学事課に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階総務事務集中課入札室

- (2) 日時
平成19年1月9日(火)午後2時から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成19年1月9日(火)から平成19年1月23日(火)までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類は持参により提出するものとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県総務部総務管理課総務学事課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2092(直通)
ファクシミリ番号 073-431-0232

7 申請書類に使用する言語
申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成19年1月31日(水)までに郵送により送付する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成19年2月6日(火)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明については、平成19年2月9日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1475号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年2月4日まで縦覧に供する。

平成18年12月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成18年12月4日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山県PFI協会
- 3 代表者の氏名
伊達宏行
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市小雑賀3丁目5番26号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地方公共団体、民間企業等を主体とした団体、個人に対して、PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の普及、啓発に関する事業を行い、効率的な公共事業、効率的かつ効果公共サービスの提供に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1476号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)において、同法第65条の規定により次のとおり指定の辞退があつたので、同法第69条第3号に基づき公示する。

平成18年12月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	辞退年月日
那智勝浦町立温泉病院	東牟婁郡那智勝浦町大字天満483番地1	整形外科に関する医療	二宮晴夫	平成18.6.30

和歌山県告示第1477号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成18年12月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
山路矯正歯科クリニック	田辺市下屋敷町30-1	歯科矯正に関する医療	山路守	平成18.12.1
那智勝浦町立温泉病院	東牟婁郡那智勝浦町大字天満483番地1	腎臓に関する医療	芝地栄登	平成18.12.1
さとう眼科	新宮市井の沢12-6	眼科に関する医療	佐藤昌昭	平成18.12.1
柏井内科クリニック	田辺市末広町6-20	腎臓に関する医療	柏井利彦	平成18.12.1

和歌山県告示第1478号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成18年12月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
コジマ調剤薬局	橋本市市脇4丁目7番6号	-	児嶋慶和	平成18.12.1
モーリ薬局	新宮市千穂1-1-56	-	山本哲子	平成18.12.1
じねん堂松村薬局	新宮市佐野975-5	-	松村浩史	平成18.12.1
ヨシダ薬局	伊都郡かつらぎ町妙寺439-12	-	吉田礼子	平成18.12.1
有限会社ササヤ薬局	東牟婁郡串本町串本1547の2	-	笹屋益規	平成18.12.1
まりん薬局	東牟婁郡串本町古座1035-89	-	神保美香	平成18.12.1
アイン薬局南紀白浜店	西牟婁郡白浜町字ハダ峠1462番3	-	山本知宏	平成18.12.1
みさき薬局	東牟婁郡串本町上野山209	-	神保吉治	平成18.12.1
有限会社切目屋薬局	新宮市大橋通3-1-5	-	脇村弥生	平成18.12.1
紀南ヘルシーデポ薬局上富田店	西牟婁郡上富田町岩田1774-1	-	大楠恵美	平成18.12.1
調剤薬局花みかんでんてん店	田辺市たきない町21-35	-	松村昌子	平成18.12.1
はまゆう調剤薬局	新宮市熊野地2-18	-	岸野浩行	平成18.12.1
有限会社ティ・エム薬局	日高郡日高川町土生160-4の内	-	石橋かおる	平成18.12.1

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第15号

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)第3条第1項の規定による任期を定めた職員(次の要綱において「育児等任期付職員」という。)の採用試験を、Ⅲ種相当試験として、次の要綱により実施する。

平成18年12月19日

和歌山県人事委員会事務局長 川井政好

平成18年度第2回和歌山県育児等任期付職員採用試験(Ⅲ種相当)要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般・学校事務(和歌山)	5人程度	母子福祉、生涯スポーツの普及・振興又は公立小中学校における学校事務等に関する業務
一般・学校事務(紀中)	6人程度	総務関係、身体障害者福祉又は公立小中学校における学校事務等に関する業務
一般事務(西牟婁)	4人程度	身体障害者福祉又は生活保護等に関する業務
農業(和歌山)	1人程度	農業の経営指導等に関する専門的業務
農業(紀中)	1人程度	農業の経営指導等に関する専門的業務
学校事務(紀北)	2人程度	公立小中学校における学校事務等に関する業務

この表の試験区分のうち「和歌山」、「紀北」、「紀中」及び「西牟婁」の勤務地は、次表のとおりとする。

勤務地区分表

区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
紀中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡

採用予定人員、主な職務内容及び勤務地は、職員の育児休業の取得状況等により変更する場合がある。

2 受験資格

- (1) 昭和25年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人
- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。
 - ア 日本国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

3 試験の方法及び内容

試験の方法		内容
第1次試験	教養試験 択一式	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験

第2次試験	面接試験	人物、能力、性格等についての個別面接
-------	------	--------------------

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	平成19年2月4日(日) 午後1時30分	和歌山市 田辺市	平成19年2月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成19年2月下旬	和歌山市	平成19年3月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

和歌山県人事委員会事務局
和歌山県パスポートセンター
各振興局総務室
海草振興局建設部海南工事事務所
東牟婁振興局申本建設部総務管理課

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要な事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「育児等任期付職員受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成19年1月5日(金)から受付を開始し、平成19年1月19日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成19年1月5日(金)午前10時から平成19年1月12日(金)午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に顔写真を貼ること。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登録され、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が順次決定される。採用は、平成19年4月から開始される予定であり、任期は、おおむね8か月以上で3年を超えない範囲となる。

なお、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、原則1年とする。

(2) 採用時の給料月額、おおむね137,445円であり、経歴その他に応じて一定の額が加算される(平成18年12月1日現在)。ただし、現在、特例措置により給料月額の1%が減額されており、引き続き減額される可能性がある。

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表日の翌日から1月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
第2次試験	第2次試験受験者	総合得点及び総合順位	

8 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第6号

中型免許種別の追加に伴うパッケージ購入及びシステム改修委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年12月19日

和歌山県警察本部長 辻 義之

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
中型免許種別の追加に伴うパッケージ購入及びシステム改修委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 随意契約の相手方を決定した日
平成18年10月27日
- 随意契約の相手方の氏名及び所在地
日本電気株式会社 和歌山支店
和歌山市六番丁5番地
- 随意契約に係る契約金額
42,522,060円(うち消費税及び地方消費税の額2,024,860円)
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第1号及び第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

訓 令

和歌山県訓令第41号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年12月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和62年和歌山県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2総務部の表消防保安課の項局長専決事項の欄1

(1)中「第18条の2第4号」を「第29条第4号」に改め、同項課長専決事項の欄1(1)中「第18条の2」を「第29条」

に改める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

公 告

入 札 公 告

平成19年度文書等の受領及び発送等に関する業務委託について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 入札に付する事項

(1) 事業年度及び役務番号

平成19年度総学第1号

(2) 調達役務の名称

文書等の受領及び発送等に関する業務

(3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

(4) 調達役務の場所

和歌山県総務部総務管理局総務学事課が指定する場所

(5) 契約期間

契約日から平成20年3月31日まで

(6) 業務委託期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年和歌山県告示第1474号に規定する平成19年度文書等の受領及び発送等に関する業務委託の入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

和歌山県総務部総務管理局総務学事課

(2) 期間

平成18年12月19日(火)から平成19年1月9日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書等に対して質問がある者は、平成19年1月23日(火)午後5時まで

の間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成19年1月23日(火)午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁1階総務事務集中課入札室

(2) 日時

平成19年1月9日(火)午後2時から

7 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁1階総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成19年2月16日(金)午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成19年2月16日(金)正午までに和歌山県総務部総務管理局総務学事課へ必着するように行わなければならない。

8 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

10 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

12 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局総務学事課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局総務学事課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、7の(1)に規

定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

13 契約書の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局総務学事課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2092(直通)

ファクシミリ番号 073-431-0232

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成18年12月19日

和歌山県和歌山東警察署長 矢野 倍生

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金158,500円	平成 18年11月22日	和歌山市寺内 (施設内)